平成27年4月から
「子ども・子育て支援新制度」が
始まります！

新制度のあらましをお知らせします

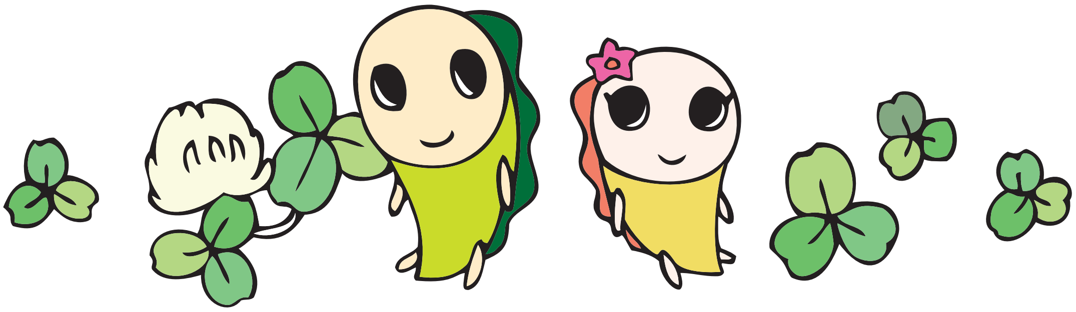

「子ども・子育て支援新制度」は、地域の実情に応じて、「就学前の教育・保育」と「地域の子ども・子育て支援事業」を総合的に推進することを目的としています。

この新しい仕組みは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正、③関係法律の整備法）」に基づくもので、平成27年4月から、全国の区市町村を実施主体として始まることとなっており、新制度のあらましをお知らせします。

平成26年10月

杉並区

Ⅰ　現在の幼稚園や保育施設はこうなります

1. 幼稚園・認定こども園・区立子供園

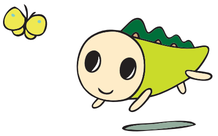

（1）新制度への移行

- 私立幼稚園・私立認定こども園は、現行制度（私学助成）のまま継続する園と、新たに新制度に移行する園があり、今後、各園の判断によりどちらかを選択することになります。
- 区立子供園（短時間保育）は、新制度に移行します。

（2）利用手続き

- 現行制度のまま継続する幼稚園を利用する場合
  　従来どおり、各園を通じて利用手続きをしていただきます。

※ 在園児は特段の手続きはありません。

- 新制度に移行する園を利用する場合
  　あらかじめ各園を通じて、「保育の必要性の認定」（2ページ「3. 保育の必要性の認定」参照）を受ける必要があります。

2. 認可保育所・小規模保育所（現在の東京スマート保育）

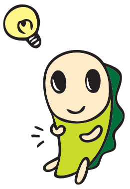

（1）新制度への移行

- 認可保育所・小規模保育所は、すべて新制度に移行します。

（2）利用手続き

- 現在、認可保育所・小規模保育所を利用している方
  　原則として、各施設を通じて、「保育の必要性の認定」（2ページ「 3. 保育の必要性の認定」参照）を受ける必要があります。
- 27年度に新規利用となる方
  　区役所（保育課）で、「保育の必要性の認定」と「利用申込み」を行っていただきます。

（3）その他の保育施設等について

- 新制度に移行しない保育施設等（認証保育所、区保育室、家庭福祉員・家庭福祉員グループ、グループ保育室、ベビーホテル）を利用している方（または、27年度に新規利用となる方）は、3ページ「5. 幼稚園・保育所等の利用手続き一覧」をご覧ください。

3. 保育の必要性の認定

新制度の対象施設などを利用するためには、「教育・保育の必要性の認定」を受ける必要があります。認定は、保護者からの申請に基づき、区が行います。（手続きについてはP3・4参照）

支給認定区分	保育の必要性	年齢	教育・保育時間（保育の必要量）	利用できる主な施設
１号認定	なし	満3歳以上	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定	あり	満3歳以上	保育標準時間（11h） 保育短時間（8h）	保育所 認定こども園
３号認定	あり	3歳未満	保育標準時間（11h） 保育短時間（8h）	保育所、認定こども園 地域型保育事業　など

※ 「保育を必要とする」場合でも、希望により幼稚園を利用することが出来ます。
※ 2号・3号認定を受けた場合、さらに、世帯ごとの「保育の必要量」に応じ、保育標準時間または保育短時間のどちらかに認定されます。

- 2号・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育の必要性の事由

- 就労（区では1ヵ月において48時間以上労働することを常態とすること）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やＤＶのおそれがあること
- 育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として区が認める場合

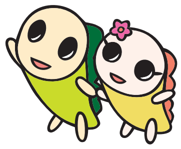

4. 保育料（利用者負担額）

- 保育料は、現在の所得に応じた保育料の金額をベースにする予定ですが、新制度の実施に伴い、計算の基礎となる所得が所得税額から区民税額に変わることになるため、同じ所得階層でも保育料の金額が変動する可能性があります。
- 実際の利用者負担額については、国が定める水準を上限に区が定めることとなっており、平成27年3月頃にお知らせする予定です。
- 新制度の対象とならない施設の保育料はこれまでと同様に各施設が定めますので、それぞれの施設にお問い合わせください。

5. 幼稚園・保育園等の利用手続き一覧

施設別の利用手続きのあらましを一覧にしています。詳しくは、記載の参考資料をご覧ください。（参考資料は区・保育課等で見られるほか、区ホームページにも掲載しています）

（1）「平成27年4月に新規利用となる方」はこちら

	施設	保育の必要性の認定手続き	申請方法	利用手続き	参考資料（手続き・施設案内）
幼稚園等	私立幼稚園 私立認定こども園	新制度に移行する園 ＝ 必要	各園を通じて申請	各園に申込み	各園に直接お問い合わせ下さい
		現行制度（私学助成）を継続する園 ＝ 不要	―	〃	
	区立子供園	短時間保育 ＝ 必要	各園を通じて申請	各園に申込み	「平成27年度杉並区立子供園［短時間保育］利用案内」
		長時間保育 ＝ 必要	区・保育課で申請	区・保育課に申込み	「平成27年度杉並区立子供園［長時間保育］利用案内」
保育所等	区立・私立認可保育所	必要	〃	〃	「保育施設利用のご案内」 「杉並区保育施設ガイドブック」
	小規模保育所（東京スマート保育）	必要	〃	〃	
	認証保育所	不要	―	各施設に申込み	各施設に直接お問い合わせ下さい
	区保育室	必要	区・保育課で申請	区・保育課に申込み	「保育施設利用のご案内」 「杉並区保育施設ガイドブック」
	家庭福祉員・家庭福祉員グループ	必要	〃	各施設に申込み	各施設に直接お問い合わせ下さい
	グループ保育室	必要	〃	〃	
	その他認可外保育施設（ベビーホテル）	不要	―	〃	各施設に直接お問い合わせ下さい

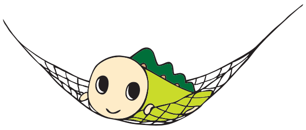

（2）「現在、幼稚園・保育園等を利用している方」はこちら

※ 他の施設への転園を希望する場合は、（1）「平成27年4月に新規利用となる方」と同様の手続きとなります。

施設		保育の必要性の認定手続き	申請方法	参考資料（認定手続き案内）
幼稚園等	私立幼稚園 私立認定こども園	新制度に移行する園 ＝ 必要	各園を通じて申請	「27年4月以降の幼稚園利用について」
		現行制度（私学助成）を継続する園 ＝ 不要	—	各園に直接お問い合わせ下さい
	区立子供園 （短時間保育） （長時間保育）	必要	各園を通じて申請	「27年4月以降の区立子供園利用について」
保育所等	区立・私立 認可保育所	必要	各施設を通じて申請	「平成27年4月以降の認可保育所の利用について」
	小規模保育所 （東京スマート保育）	必要	〃	「平成27年4月以降の小規模保育所の利用について」
	認証保育所	不要	—	各施設に直接お問い合わせ下さい
	区保育室	必要	各施設を通じて申請	「平成27年4月以降の区保育室の利用について」 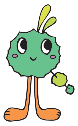
	家庭福祉員・ 家庭福祉員グループ	必要	〃	「平成27年4月以降の家庭福祉員・家庭福祉員グループの利用について」 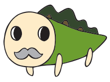
	グループ保育室	必要	〃	「平成27年4月以降のグループ保育室の利用について」
	その他 認可外保育施設 （ベビーホテル）	不要	—	各施設に直接お問い合わせ下さい

Ⅱ　地域子ども・子育て支援事業を充実します

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子ども・子育て家庭を支援するための事業（13事業）です。

利用者支援事業〔新規〕

保育園・幼稚園等の施設の利用や、地域の子育て支援事業等についての情報提供、子育てに関する相談等、子どもの保護者が身近な場所で、ニーズに合った支援を行う事業

平成27年4月より区内5か所の保健センター内に、保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談、情報提供を行う「（仮称）子どもセンター」を開設する予定です。

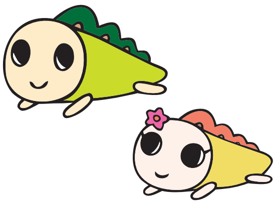

ひとときき保育・一時保育・幼稚園の一時預かり（一時預かり事業）

保護者の就労やリフレッシュ等のために行う一時預かり事業

つどいの広場・ゆうキッズ（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児親子が集い、交流することを通して子育て支援を行う事業

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等で日中不在になる小学生を預かる事業

※ 新制度では、事業の対象児童を小学校１～６年生に拡大します。

※ 利用手続きについては、「学童クラブ入会案内」をご確認下さい。

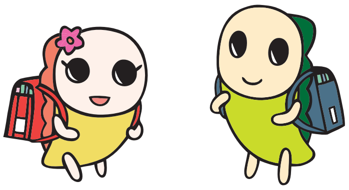

このほか、以下の地域子ども・子育て支援事業を実施していきます。

事業名	概要
妊婦健診 （妊婦健康診査事業）	安心して出産を迎えるために、妊娠中に必要な健診について14回を上限に受診票を交付する母子保健法に基づく事業
すこやか赤ちゃん訪問 （乳児家庭全戸訪問事業）	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業
要保護児童等支援のための事業 （養育支援訪問事業等）	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	保護者が病気・出産・介護などで一時的に子ども（０～１２歳）を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院で宿泊で預かる事業
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	ファミリー・サポート・センターに登録した協力会員が、利用会員のニーズに合わせて放課後や学童クラブ後の預かりや送迎を行う事業
延長保育 （時間外保育事業）	保育施設において19時以降の延長保育を行う事業
病児保育 （病児保育事業）	保育園・幼稚園に在籍している子が、病気やけが等により施設を利用できない場合に預かる事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	低所得者の負担軽減を図るため、保護者が教育・保育施設に支払う実費負担の費用等を助成する事業
多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業【新規】	民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

Ⅲ　施設・事業の充実に向けて計画的に取り組みます

区では、新制度に基づき、ニーズ等に応じた「就学前の教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の充実を図るため、26年度中に「（仮称）子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」を策定し、計画的に取り組んでいきます。

※ 同計画は、区の子ども・子育て会議（学識経験者や子育て中の保護者、幼稚園・保育事業者などで構成）の意見等を聴きながら計画案を作成し、12月頃に区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）を実施した上で、今年度内に策定していく予定です。

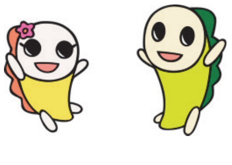

Ⅳ　新制度に関する情報はここから

区からの情報・・・　すぎなみ子育てサイト　検索

URL ：http://www.suginami-kosodate.jp/xoops/

国からの情報・・・　内閣府　子ども・子育て支援新制度　検索

URL：http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html

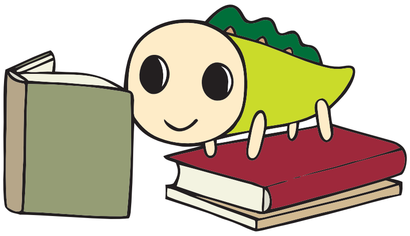

杉並区への問合せ先

- 新制度に関すること　・・・　子育て支援課新制度準備担当
- 保育園の入園に関すること　・・・　保育課保育相談係
- 子供園・幼稚園に関すること　・・・　保育課子供園・幼稚園担当
- 学童クラブに関すること　・・・　児童青少年課

電　話：03（3393）4760（直通）

杉並区役所

〒166－8570　杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電　話：03（3312）2111（代表）　　区公式ホームページ　：http://www.city.suginami.tokyo.jp